

○岡崎市議会政務調査費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 23 日

条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び第 14 項の規定に基づき、岡崎市議会(以下「議会」という。)の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務調査費は、議会における会派又は会派に属さない議員(以下「会派等」という。)に対して交付する。

(政務調査費の額等)

第 3 条 会派等に交付する政務調査費の額は、会派に交付する場合に当たっては各月の初日(以下「基準日」という。)に会派に属する議員の数(以下「所属議員数」という。)に月額 5 万円を乗じて得た額とし、会派に属さない議員にあたっては、議員 1 人当たり月額 5 万円とする。

2 月の途中において新たに結成された会派に対しは、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、その日の属する月分)から政務調査費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、その日の属する月分の政務調査費は交付しない。

4 基準日において会派から脱会若しくは除名又は会派の解散により会派に属さない議員については、第 1 項の所属員数に含まないものとする。

5 政務調査費の交付を受けようとする会派等は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(異動等に伴う政務調査費の調整)

第 4 条 政務調査費の交付を受けた議員が年度の途中において、議員でなくなったときは、交付を受けた月分のうち、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、その日の属する月分)以後の政務調査費を返還しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が、年度途中において所属議員に異動を生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、その日の属する月)の末日までに、既に交付し

た政務調査費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回る額を追加して交付し、既に交付した政務調査費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務調査費の額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

3 政務調査費の交付を受けた会派が、年度途中において解散したときは、会派は解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、その日の属する月分）以後の政務調査費を返還しなければならない。

(使途基準)

第5条 会派等は、政務調査費を別表に定める使途基準に従い使用するものとする。ただし、次に掲げる経費については使用することができない。

- (1) 党費その他政党活動に要する経費
- (2) 慶弔費、見舞金その他の交際的活動に要する経費
- (3) 前2号に掲げる経費のほか、議長が政務調査費の使途に適さないものと認める経費

(経理責任者)

第6条 会派は、適正な政務調査費の経理を確保するため、会派に属する議員のうちから、経理責任者を定めなければならない。

- 2 経理責任者及び会派に属さない議員(以下「経理責任者等」という。)は、議長が定める政務調査費の収支に係る事項を記載した会計帳簿を備えなければならない。
  - 3 経理責任者等は、政務調査費として支出をしたときは、その事実を証すべき目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の書面を徴さなければならない。ただし、社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、この限りでない。
  - 4 前項ただし書の場合において、経理責任者等は、当該支出を証する書面として、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面を作成しなければならない。
  - 5 経理責任者等は、第2項に規定する会計帳簿並びに第3項の規定により徴した領収書その他の書面及び前項の規定により作成した書面(以下「領収書等」という。)を、適正に保存しなければならない。
- (収支報告書)

第7条 経理責任者等は、次に掲げる事項を記載した政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、

政務調査費の交付を受けた翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

- (1) 会派にあっては当該会派の名称及び代表者の氏名、会派に属さない議員にあっては当該議員の氏名
  - (2) 経理責任者の氏名
  - (3) 交付を受けた政務調査費の額
  - (4) 第5条に規定する使途基準に定める項目別の政務調査費による支出の額及びその主たる内訳
  - (5) 交付を受けた政務調査費の額から政務調査費として支出した額を控除して残余がある場合においては、当該残余の額
- 2 経理責任者等は、収支報告書を提出するときは、その支出に係る領収書等の写しを併せて提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき又は会派に属さない議員が会派に属することとなったとき若しくは議員でなくなったときは、経理責任者等であった者は、当該解散の日又は当該会派に属することとなった日若しくは当該議員でなくなった日から起算して10日以内に収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)を議長に提出しなければならない。
- 4 議長は、前3項の規定により収支報告書等が提出されたときは、その写しを市長に送付するものとする。

(説明要求等)

第8条 議長は、会派等に対し、政務調査費の交付を適正に実施する上で必要と認められる限度において、説明を求め、又は資料を提出させることができる。

- 2 議長は、会派等が第5条に規定する使途基準その他この条例に規定する事項に違反すると認めるときは、その違反の是正又は改善のために講ずべき措置を勧告し、又は命ずることができる。

(政務調査費の返還)

第9条 会派等は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、第5条に規定する使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、規則で定めるところにより、当該残余の額を返還しなければならない。

(収支報告書の保存)

第10条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書等を、同条第1項又は第3項に規定する提出期限の翌日から起算して5年を経過する日が属する年度の末日まで保存しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年6月28日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年6月23日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年10月5日条例第48号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表

項目	内容	使途の例示
研究研修費	会派等が研究会若しくは研修会を開催するために要する経費又は会派等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費	会場費、講師謝礼金、出席者負担金・参加費、旅費、通信運搬費等
調査旅費	会派等が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費	旅費、施設入場料等
資料作成費	会派等が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、翻訳料、備品・事務機器の購入費及び借上げ代等
資料購入費	会派等が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	新聞購読料、雑誌購読料、図書購入費等
広報費	会派等が行う調査研究活動及び議会活動並びに市政に関する施策についての広報に要する経費	会場費、印刷製本費、通信運搬費等
広聴費	会派等が市政及び会派の政策等に対する住民からの要望を吸収するために開催する会議等に要する経費	会場費、印刷製本費、茶菓子代等
交通通信費	会派等が行う日常の調査研究活動のための移動及び通信運搬に要する経費	自動車燃料費、通信運搬費等
その他の経費	上記以外の経費で、会派等が行う調査研究活動に要する経費のうち議長が必要と認めたもの	

○岡崎市議会政務調査費の交付に関する規則

平成 13 年 3 月 30 日

規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岡崎市議会政務調査費の交付に関する条例 (平成 13 年岡崎市条例第 4 号。以下「条例」という。)第 11 条の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第 2 条 政務調査費の交付を受けようとする議会における会派又は会派に属さない議員 (以下「会派等」という。)は、議長を經由して年度当初速やかに様式第 1 号による政務調査費交付申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 会派等は、前項の規定により提出した政務調査費交付申請書の記載事項に変更すべき事由が生じたときは、速やかに議長を經由して様式第 2 号による政務調査費変更交付申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、年度の途中において新たに結成された会派又は会派から脱会し、若しくは除名され会派に属さなくなった議員が政務調査費の交付を受けようとする場合に準用する。この場合において、同項中「年度当初速やかに」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

(交付決定等)

第 3 条 市長は、前条の規定により提出された政務調査費交付申請書又は政務調査費変更交付申請書の内容を審査し、政務調査費を交付 (追加して交付する場合を含む。以下この条及び次条において「交付」という。)又は返還させることが適当であると認めるときは、議長を經由して様式第 3 号による政務調査費交付決定 (変更) 通知書を会派等に送付し、交付又は返還の決定を通知しなければならない。

(交付の請求)

第 4 条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた会派等は、次の各号に掲げる月分の政務調査費の交付について、当該各号に定める期間内に様式第 4 号による政務調査費交付請求書を市長に提出しなければならない。

- (1) 4 月分から 9 月分まで 当該通知を受けた日から 5 日以内
- (2) 10 月から翌年の 3 月分まで 10 月 1 日から同月 5 日まで

(3) 年度当初の交付申請に係る交付決定以外のもの 当該通知を受けた日から5日以内

(交付時期等)

第5条 市長は、前条の政務調査費交付申請書の提出があった場合は、提出のあった日の属する月の翌月の末日までに会派等に対し政務調査費を交付するものとする。

(交付時期等の特例)

第6条 当該年度において市議会の議員の任期満了に伴う選挙が執行される等の事由により、前条までの規定により難しい場合における政務調査費の交付手続、交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、別に定めるところにより、特例を設けることができる。

(会計帳簿の保存)

第7条 条例第6条第1項に規定する経理責任者又は会派に属さない議員は、同条第2項に規定する会計帳簿を、条例第7条第1項又は第3項に規定する収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日が属する年度の末日まで保存しなければならない。

(収支報告書の様式)

第8条 条例第7条に規定する収支報告書は、様式第5号による。

(返還の手続)

第9条 条例第9条に規定する規則で定める政務調査費の返還に係る手続は、第2条第2項に規定する政務調査費変更交付申請書に条例第7条に規定する収支報告書等を添付の上提出してするものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月23日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第25号)

この附則は、平成20年4月1日から施行する。

## 岡崎市議会政務調査費取扱要領

### 1 使途基準

- (1) 使途に充当できる経費は、岡崎市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）別表に規定する経費とする。この場合において、同表のその他の経費の項に規定する会派等が行う調査研究活動に要する経費のうち議長が必要と認めたものとは、会派等で雇用するアルバイトの賃金とする。
- (2) 使途に充当できない経費は、条例第5条各号に掲げる経費とする。この場合において、同条第3号に規定する議長が使途に適さないものと認める経費は、次のものとする。
  - ア 選挙及び後援会活動に関する経費
  - イ 会議を伴わない飲食に係る経費
  - ウ 私的経費

### 2 調査研究

調査研究のための視察研修に要する経費は、原則として、岡崎市職員等の旅費に関する条例第2条第1項に規定する市長等の例により支出し、又は、実費で精算し、その視察研修の実施の手続は、次によるものとする。

- (1) 「調査研究視察計画書」を、あらかじめ議長に提出すること。（ただし、海外視察は認めない。原則として同一議員による同一箇所への視察は、1年度間に1回とする。）
- (2) 視察終了後、報告書（①視察目的②視察先③視察内容〔施設名、事業名等〕④レポート〔提言等〕を明記し、関係資料を添付する。）を議長に提出すること。
- (3) 視察終了後の精算は、「調査研究視察明細書」により行うこと。

### 3 広報紙

広報紙は、会派が行う調査研究活動及び議会活動並びに市の施策についてのみ掲載するものであって、議長へ提出するものとする。

### 4 消耗品及び備品の購入及び管理

- (1) 消耗品及び備品（以下「物品」という。）は、1件2万円に満たないものを消耗品、2万円以上のものを備品とする。
- (2) 物品の購入は、会派等において行い、その管理は、会派等の代表者の責任において行うものとする。特に、備品は、政務調査費備品台帳に記載して管理するものとする。

なお、会派等の代表者は、毎年度1回その管理する備品及び政務調査費

備品台帳について検査するものとする。

- (3) 備品の管理及び買換えについては、別紙「政務調査費における購入備品の耐用年数表」を基準に行うものとする。
- (4) 会派の継続が不可能になった場合の物品の取扱いは、各派代表者間で協議するものとする。
- (5) 会派控室に設置したパソコン、プリンタ等に要する消耗品、修理費等は会派等で負担するものとする。

## 5 交通通信費

- (1) ガソリン代及び電話代として、議員1人1ヶ月あたり、2万円（議長については1万円）を限度に支出することができるものとする（領収書は不要とし、会派の代表者の支出証明書をもって代える。）。
- (2) プロバイダ利用料として、議員1人1ヶ月あたり、実際に要した経費の半額を支出することができるものとする。

## 6 経理

- (1) 領収書等の証拠書類の徴収と現金出納簿の正確な記載を行うものとする。
- (2) 支出の決定は、「支出調書」により会派等の代表者が行うものとする。
- (3) 支出にあたっては、原則として、領収書を徴するものとする。ただし、やむを得ず領収書を徴することができない場合は、代表者の「支出証明書」をもって代えることができるものとする。
- (4) 領収書の宛先は、会派名（会派に属しない議員は議員個人名）とし、購入物品等の名称を具体的に記載するものとする。（例：書籍なら書名、文具ならボールペン等）
- (5) 経理責任者等は、政務調査費の出納のみを行う預金口座、会計帳簿（現金出納簿）を備え、通帳管理及び出入金の管理を行うものとする。
- (6) 収支報告書の記載にあたっては、できる限り具体的に記述し、支出調書の写しを添付することとする。

## 7 正副議長の政務調査費

正副議長は、離脱した旧会派において政務調査費を行うことを認めるものとする。

## 8 任期満了に伴う選挙が執行される年度における交付手続等の特例

市議会議員の任期満了に伴う選挙が執行される年度における政務調査費の交付手続、交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、次のとおりとする。

- (1) 4月1日から任期満了の日までの期間に係る政務調査費

ア 交付額

条例第3条第1項に規定する月額に4月から当該任期満了の日の属する月までの月数を乗じて得た額（会派に交付する場合にあっては、当該額に所属議員数を乗じて得た額）とする。

イ 交付申請書及び交付請求書の提出

年度当初速やかに、上記アの額を交付申請額とする政務調査費交付申請書を議長を経由して市長に提出し、交付決定通知を受けた日から5日以内に、同額を交付請求額とする政務調査費交付請求書を市長に提出するものとする。

ウ 交付時期

上記アの交付額を、政務調査費交付請求書の提出のあった日の属する月の翌月の末日までに会派等に交付する。

エ 収支報告書の提出

上記アの交付額に係る収支報告書を、任期満了の日の属する月の翌月末日までに議長に提出するものとする。

(2) 選挙後の任期開始の日から当該年度の末日までの期間に係る政務調査費

ア 交付額

条例第3条第1項に規定する月額に当該任期開始の日の属する月の翌月から当該年度の3月までの月数を乗じて得た額（会派に交付する場合にあっては、当該額に所属議員数を乗じて得た額）とする。

イ 交付申請書及び交付請求書の提出

当該任期開始の日以後速やかに、上記アの額を交付申請額とする政務調査費交付申請書を議長を経由して市長に提出し、交付決定通知を受けた日から5日以内に、同額を交付請求額とする政務調査費交付請求書を市長に提出するものとする。

ウ 交付時期

上記アの交付額を、政務調査費交付請求書の提出のあった日の属する月の翌月の末日までに会派等に交付する。

エ 収支報告書の提出

上記アの交付額に係る収支報告書を、交付を受けた翌年度の4月30日までに議長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。